

第8期小田原市市民活動推進委員会報告書（案）

はじめに【委員長】

- ・（市民活動推進委員会の概要、報告書全体の流れの説明）

I. 諮問事項 おだわら市民交流センターUMECOのあり方について

次のとおり市長から諮問を受け、調査・審議を行い、次頁以降の答申書をまとめた。

諮問内容

本市では、第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」に掲げる将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現を目指し、市民と行政の協働のまちづくりに取り組んでいるところです。

その中で、小田原市における中間支援組織として、平成27年11月におだわら市民交流センターUMECOを開設し、市民活動の推進等を進めておりますが、その役割は、第7期市民活動推進委員会答申「市民活動の活性化に向けた資源の確保のあり方について」においても求められたとおり、今後ますます重要になってまいります。

そこで、第三者による運営評価制度や中間支援組織による補助金制度の検討等を含め、今後のおだわら市民交流センターUMECOのあり方について意見を求めるものです。

答申書

はじめに

第8期の小田原市市民活動推進委員会（以下、「委員会」とする）では、「おだわら市民交流センターUMECOのあり方について」の諮問を受けた。

おだわら市民交流センターUMECO（以下、「UMECO」とする）は、市の将来都市像である「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現のため、「つながる」を基本コンセプトに掲げ、「誰でも気軽に つながりを生み出すきっかけの場」、「シェアしながらそれぞれの思いがつながる行動の場」、「地域の課題を解決する 行動を社会貢献につなげる実現の場」となることを目指しており、中間支援組織^{*}としての6つの機能（①拠点機能、②相談・支援機能、③協働支援機能、④学習・体験機能、⑤交流・コーディネート機能、⑥情報の集約・発信機能）を有している。

市民活動の活性化に向け、今後、UMECOの⁽¹⁾ 役割がますます重要となることは、第7期報告書において提言したとおりである。平成30年度からは、市民活動の推進を図るとともに、⁽²⁾ 利用者ニーズに対応するためUMECOの開館日が拡大されたところであるが、今後は事業運営において、さらなる充実が求められる。

このことから、諮問書にある「第三者による運営評価制度」と「中間支援組織による補助金制度」の実現が重要な課題と捉え、これを中心に研究し、ここにUMECOのあり方についての答申を提出する。

※中間支援組織については、様々な捉え方があり、必ずしも明確に規定された定義があるわけではないが、本委員会では、平成25年12月答申「小田原市における中間支援組織のあり方について」により、「地域社会と様々な活動の主体（市民・市民活動団体・自治会・行政・社協・事業者等）の変化やニーズを把握し、人材・情報・資金などの資源と様々な活動の主体を結び付けたり、新たな活動の創出を支援する、広い意味で需要と供給をコーディネートする組織」と定義している。

1 第三者による運営評価制度

(1) 現状と課題

UMECOは指定管理者制度により運営されているが、現行の運営評価は、指定管理者の自己評価及び⁽³⁾ 行政による評価に止まっている。また、本委員会において、指定管理者から報告を受け意見を具申するなど、第三者の視点を取り入れられるよう努めてきたものの、客観的な視点による評価が求められる状況である。

なお、行政による評価は、利用者数や稼働率、収支の状況等、指定管理者制度を導入している施設に共通する、一般的な運営に係る評価項目が大部分を占めており、UMECOが達成すべき施設のコンセプトや、中間支援組織にとって重要な役割である6つの機能に沿った評価となっていない、という課題がある。

(2) 今後の展望

UMECOがその中間支援組織としての役割を十分に果たし、施設の設置目的を達成するためには、指定管理者や行政以外の第三者が評価者となり、客観的な視点で分析することが必要である。

評価にあたっては、^(6~9) ①施設のコンセプトと6つの中間支援機能を評価項目とし、その指標については、イベントの来場者数等、事業実施による直接的な結果(アウトプット)だけでなく、市民活動の活性化に寄与したか等、事業の成果(アウトカム)を重視すべきである。

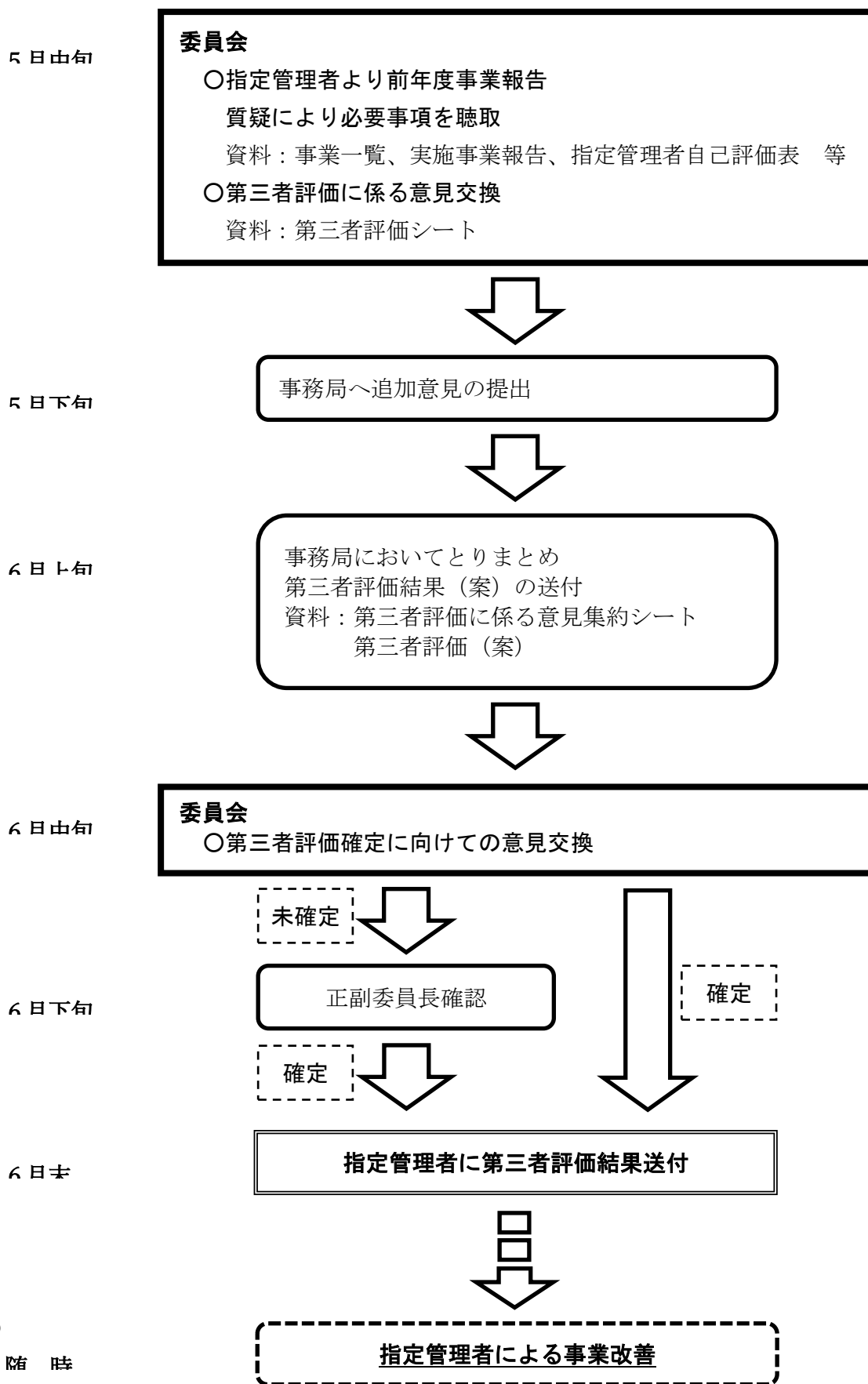
このため、指定管理者からの事業報告についても、^(6~9) ②コンセプトや機能に対応したものとするとともに、アウトプットやアウトカムなどの目標をあらかじめ設定し、それに対する達成状況や、事業の成果とその課題等を明確にする必要がある。これには、アンケートによる現状把握等も有効であると考え。

また、評価については、市民活動の推進に関する⁽⁴⁾ 総合的かつ客観的な視点が必要であることから、本委員会が担うべき⁽²¹⁾ (である)と考え、図1に示すスケジュールにより実施することで、翌年度の事業にその結果を反映させることが可能となる。

この新たな第三者評価の実施により、重点的に⁽⁵⁾ 取り組むべき事項が明確になり、UMECOの^(6~9) ③コンセプトの実現が可能になると考える。

なお、指定管理者においても、^(6~9) ④コンセプト及び機能を評価項目として自己評価を実施することが必要であり、⁽¹⁰⁾ 第三者評価の資料として提出を求めるべきと考える。評価及び報告に用いる様式については、資料1に示す。

図1 評価の流れ



(11)

随時

2 中間支援組織による補助金制度

(1) 現状と課題

小田原市では、市民活動団体が行う事業を財政的に支援することにより、市民活動の活性化と将来的な自立を促し、市民の創意を生かした市民主体のまちづくりを進めるため、平成16年度から小田原市市民活動応援補助金制度（以下、「市補助金制度」とする）を実施してきた。市民活動が持続的に行われるためには、市民活動団体の財政基盤の安定や強化が必要であり、当該制度の果たしてきた役割は大きい。

しかし、新たな団体の応募や交付が少なくなってきたことや、交付対象団体の自立を促す面で効果を上げているかが不透明である等の課題が見受けられる。

⁽¹²⁾ 一方、中間支援組織であるUMECOが、総合的に市民活動の支援を行うため、他事業と連携し、団体ニーズに沿った柔軟な補助金制度を実施することが求められている。



(2) 今後の展望

中間支援組織であるUMECOにおいて、⁽¹³⁾ 補助金制度を実施し、市民活動を応援することにより、次の効果の達成を目指す。

ア 専門性を持つ指定管理者が実施することで、団体の状況に即した補助制度を創設できるとともに、中間支援組織としての充実を図る。

⁽¹⁴⁾ 平成31年3月末で当初の指定管理期間が満了することから、同年4月以降の指定管理者を募集するにあたり、UMECOにおける補助金制度の提案を求め、柔軟性のある補助金制度を創設することとし、新たな補助金制度の実施にあたっては、図2に示すスケジュールにより、市補助金制度からのスムーズな移行を図る。

図2 スケジュール

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
指定管理期間	 今期(31年3月末まで)	 次期(31年4月1日から)	
市補助金制度	●30年度補助金交付 ○31年度補助金審査	●31年度補助金交付	
UMECO補助金制度		○32年度補助金審査	●32年度補助金交付 ○33年度補助金審査

イ 市民や企業からの寄附を幅広く募ることで、市全体で市民活動を応援する意識の醸成を図る。

市全体として市民活動を応援する仕組みができるよう、募金箱の活用により少額の

寄附も可能にするとともに、寄附のメリット等を提示して協賛を募ることや、UMECOで市民活動団体による展示・販売イベント等を開催し、収益の一部を充当するなどの工夫が求められる。

なお、市民活動への支援を安定的に行うため、当面は市の負担を継続することが適当である。

ウ 中間支援組織により、⁽¹⁶⁾ 補助金制度だけに止まらない、市民活動団体の特性に応じた、より効果的な支援策を柔軟に提案でき、⁽¹⁷⁾ 他事業との相乗効果を生む。

中間支援組織であるUMECOが実施することによる効果が最大限に発揮されるためには、補助金制度がより活用しやすく、市民活動団体の課題やニーズに適した支援ができることが求められる。

UMECOで実施している相談業務との連携のほか、制度やその活用方法を周知する講座の実施、⁽²¹⁾ 情報媒体を活用した情報の発信等、各種業務と連携して実施することにより、市民活動の支援の充実が図られる。

なお、UMECOにおける新たな補助金制度については、公金や寄附による運営となることから、補助金交付に係る審査の透明性や公平性の確保が求められる。本委員会は、第三者の立場として、また、市民活動に関し、様々な視点から審査することが可能であると考える。本委員会が審査に関わり、新しい補助金制度が、市民活動の活性化につながるよう協力していく。

また、補助金制度に止まらず、市全体で市民活動を応援する意識の醸成を図るための施策など、UMECOによる市民活動団体の支援が今後さらに充実することを期待する。

おわりに

本委員会では、2年にわたり、諮問事項に係る検討を進めてきたが、その中で、実際にUMECOの運営評価を実施したところ、UMECOは既に多くの事業を実施しており、3つのコンセプトのうち、「誰でも気軽に つながりを生み出すきっかけの場」の実現に向けた取組が十分に実施されていた。

今後は、^(18~20) ほかの2つのコンセプト「シェアしながら それぞれの思いがつながる行動の場」、「地域の課題を解決する 行動を社会貢献につなげる実現の場」に向けた取組もさらに充実させ、最終的な目標である社会貢献につながっていくことが求められる。

また、小田原市におけるさらなる市民活動の発展のため、施設のコンセプト「つながる」を達成し、UMECOが中間支援組織としての役割を果たすことができるよう、いっそう充実した事業運営を期待するとともに、本答申がその一助となることを望む。

- 資料 1 第三者評価に係る様式集（実施事業報告、指定管理者自己評価表、第三者評価シート、第三者評価に係る意見集約シート、第三者評価）
- 資料 2 平成 30 年度おだわら市民交流センター UMECO 第三者評価（平成 31 年 5～6 月に実施）
- 資料 3 事例研究（箕面市及び河内長野市の、補助金及び運営評価制度）

II. その他の検討事項

1 市民提案型協働事業の運用見直しについて

小田原市市民提案型協働事業制度は、平成26年度に制度が開始され、平成28年度をもって3年が経過した。本制度における1事業あたりの継続年数は最大3年までとしており、制度としての最初の区切りを迎えたことから、これまでの制度運用を振り返り、より効果の高いものとなるよう、協働を実施した団体及び市所管課へのヒアリングをもとに検討を行った。

また、平成31年度の実施事業についても、団体と市の協働という制度の目的がより効果的に達成できるよう、その審査の過程等を検証した。

今後も、市民との協働により相乗効果を発揮し、地域社会の課題解決や新たな市民サービスを創出していくため、次のとおり改善することとした。

(1) 市民提案型協働事業のメリットの明示・PR

新たな提案が減少しており、団体が応募する動機付け等が必要であることから、事業が効果的に実施できること、団体の発展につながることなど、団体が市と協働するメリットについて市広報紙への掲載や、制度説明会の開催により周知を図る。

(2) 市民提案型協働事業終了後の方向性の提示

事業終了後の展開に不安を持つ団体や市所管課が見受けられたことから、応募の手引きに事業継続例等を掲載し、3年という制度上の期限は協働自体の期限ではないことの周知を図る。

(3) 審査資料等の見直し

事業の詳細や費用の妥当性等を勘案した審査ができるよう、事前質問票の導入など、審査資料の充実を図る。また、審査における行政職員の立場を明確にするため、見直しを図る。

(4) 事業費に関する事項の周知及び調整

提案事業費について、審査のほか、市の予算査定により変更となる可能性があることの周知を徹底するとともに、事業費の変更時には事務局も団体と市所管課との調整に努めるなど、円滑な事業実施を図る。

(5) 職員の協働に係る意識向上

協働を市全体で進めるため、庁内研修会等を開催し、職員一人一人が協働を主体的に考える機会を与えるなど、協働に対する職員の意識向上を図る。

2 提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業報告会の見直しについて

現在、UMECOを会場として毎年実施している提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業報告会（以下、「報告会」とする）は、2つの事業の内容や成果を市民等に公開し、事業の周知と透明性を高めるとともに、委員会による評価や情報交換を行い、市民活動のさらなる発展を促進することを目的としている。

この報告会がより効果の高いものとなるよう、平成29・30年度に実施した際の当日の状況や参加者へのアンケート結果等をもとに、検討を行い、次のとおり改善することとした。

（1）事業報告会

報告会前半の事業報告会においては、発表の音声、司会から離れたブースや質疑応答時の進行管理の面で課題が見受けられた。そのため、各ブースの配置等を工夫するとともに、質疑応答時は委員が各ブースの司会を行うこととする。

（2）交流会

報告会後半の、一般参加者も含めた交流会は、団体間の交流促進や事業報告時の質疑応答の補完を目的としていることから、その目的を参加者全員に共有するとともに、少人数のグループに分け、前半は分野別、後半は自由の席にするなど変化を持たせ、より活発な質疑と交流ができるようにする。

（3）周知等

より多くの参加者を得られるよう、報告会開催をホームページ掲載や他イベントでのよびかけ等により周知徹底する。また、今後もアンケート項目や回答理由記載欄を工夫し、参加者の声を取り入れられるよう努める。

おわりに【委員長】

- ・（報告書全体の総括）

資料編…市民活動登録団体、市民活動応援補助金、提案型協働事業

審議の経過

小田原市市民活動推進委員会（名簿）